

黒部市明日キャンプ場及び黒部市農村文化伝承館山本家指定管理者募集要項

黒部市が設置している黒部市明日キャンプ場及び黒部市農村文化伝承館山本家のサービス向上と効率的な運営を図るため、「黒部市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」（平成 18 年黒部市条例第 48 号。以下「条例」という。）に基づいて、次により指定管理候補者の選定のための募集を行います。

I 施設概要に関する事項

1 施設の概要

- A(1) 名称 黒部市明日キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）
- (2) 所在地 黒部市宇奈月町土山 1 3 3 番地
- (3) 設置目的 自然の保護と利用の調和を図り、もって市民の生活向上に資する。
- (4) 規模 敷地面積 約 38,765 m²
【内訳】 キャンプ場 約 17,955 m²
 駐車場 約 2,317 m²
 遊歩道 約 1,765 m²
 ファミリースキー場 約 16,728 m²
- (5) 主な施設内容
 - ・管理棟
 - ・バンガロー（6人用 7 棟、25人用 1 棟）
 - ・バーベキュー台（5 台）
 - ・パターゴルフ場
 - ・屋根付き多目的広場
- (6) 備品 別表 1 のとおり
- (7) 現在の管理運営体制
東栄土木株式会社による指定管理
- (8) 利用状況等

施設の利用者数 (単位：人)

区分	R3 年度(実績)	R4 年度(実績)	R5 年度(計画)
バンガロー（6人用）	505	544	500
バンガロー（25人用）	137	205	200
テント	2,004	2,019	2,000
バーベキュー台	350	648	600
パターゴルフ			
多目的広場	4,507	4,940	5,000
合計	7,503	8,356	8,300

※ 詳細は別表 2（施設の利用者数）のとおり

B(1)名称 黒部市農村文化伝承館山本家（以下「山本家」という。）

(2)所在地 黒部市宇奈月町明日670番地1

(3)設置目的 旧山本家の保存と利用を図り、旧家での宿泊生活体験学習を通じて先人が築いた衣食住の生活文化を伝承すること並びに人と物とこころの交流を促進し、及び育成することを目的とする。

(4)規模 山本家主屋 ① 敷地面積 3,021.47 m²
② 構造 木造 2階建て
③ 延床面積 613.3 m²

前納屋門 ① 構造 木造
② 延床面積 61.82 m²

倉庫 ① 構造 木造
② 延床面積 20.25 m²

(5)主な施設内容 ・居間 13部屋
・展示室 3部屋
・かまど、風呂×2、台所、いろり、管理室
・駐車場（10台収容）

(6)備品 別表1のとおり

(7)現在の管理運営体制
東栄土木株式会社による指定管理

(8)利用状況等

施設の利用者数

(単位：人)

区分	R3年度(実績)	R4年度(実績)	R5年度(計画)
宿泊	161	122	100
見学・日帰	94	127	100
合計	255	249	200

※ 詳細は別表2（施設の利用者数）のとおり

Ⅱ 募集に関する事項

1 申請資格

(1) 指定管理候補者に求める要件

申請することができるのは、次の要件を満たす法人その他の団体とします。

- ① 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けていないこと。
- ② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当又はその事実があった後 2 年を経過しないものでないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等の規定により更生又は再生手続を行っていないこと。
- ④ 次の（ア）から（オ）までに該当しないこと。
 - （ア）暴力団（黒部市暴力団排除条例（平成 24 年黒部市条例第 2 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）、
 - （イ）法人等の代表者等（株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の団体等にあつてはこれらに相当する職にある者及びこれらの者以外に団体等の経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）又は法人等の被用者（代表者等を除くすべての従業員、構成員及びこれらに相当する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（黒部市暴力団排除条例第 2 条第 3 号。以下「暴力団員等」という。）、
 - （ウ）法人等の代表者等又は被用者が暴力団又は暴力団員等を利用した場合
 - （エ）法人等の代表者等又は被用者が暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合
 - （オ）法人等の代表者等又は被用者が暴力団又は暴力団員等との密接な交際関係または社会的に非難される関係を有している場合
- ⑤ 理事その他の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑥ 申請年度及び申請の前年度において黒部市税に滞納がないこと。

※上記の要件については、申請の時点から、指定管理者として指定された場合は、その指定期間の満了時まで、継続して満たす必要があります。

※上記の要件を満たしているか、必要に応じて関係機関に照会する場合があります。

2 指定管理者が行う業務の範囲・内容

A キャンプ場

- ① キャンプ場の施設及び付属設備等の維持管理に関する業務
- ② 黒部市明日キャンプ場条例（平成 18 年黒部市条例第 141 号）第 5 条及び 6 条に規定する利用の承認及び利用の制限に関する業務
- ③ キャンプ場の利用料金の徴収に関する業務
- ④ 上記①から③のほか、キャンプ場の管理に関し市長が必要と認める業務

B 山本家

- ① 山本家の施設及び付属設備等の維持管理に関する業務
- ② 黒部市農村文化伝承館山本家条例（平成 18 年黒部市条例第 129 号）第 5 条に規定する利用の承認に関する業務
- ③ 山本家の利用に係る料金の徴収に関する業務
- ④ その他山本家の管理に関し市長が必要と認める業務

※業務内容の詳細については、募集要項に添付の「黒部市明日キャンプ場及び黒部市農村文化伝承館山本家指定管理業務仕様書」をご覧ください。

※指定管理者の業務については、当募集要項に示す内容及び申請者から提出のあった内容に基づき市と指定管理者と協議のうえ決定し、協定を締結することとします。

3 管理の基準

(1) 休館日

A キャンプ場

12月1日から翌年の3月31日までの日

B 山本家

①水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは翌木曜日とする。）

②12月1日から翌年の3月31日までの日

(2) 管理の基準に関する提案について

施設を最大限に活用するという観点から、上記で定める管理の基準を上回る基準（開館時間の延長等）で管理することを希望する場合は、その内容を提案してください。この場合において、5(1)で定める指定管理料の増額は行いません。

(3) 法令等の遵守

- ・施設の管理にあたっては、関係法令及び条例等の規定を遵守してください。
- ・指定管理者は、黒部市個人情報保護条例（平成24年黒部市条例第4号）に基づき、個人情報の保護に関し必要な措置を講じていただく予定です。
- ・指定管理者は、黒部市情報公開条例（平成24年黒部市条例第3号）に基づき、情報公開に関し必要な措置を講ずるよう努めていただく予定です。
- ・指定管理者は、黒部市行政手続条例（平成18年黒部市条例第17号）については、行政庁と同等の規定の適用を受けることになります。
- ・条例第11条の規定により、指定管理者が行う公の施設の管理の業務に関して知り得た秘密を漏らすこと、又は不当な目的に使用することはできません。
- ・指定管理者が作成した施設の管理に係る帳簿書類は、その年度終了後、5年間保存するものとします。

4 指定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

5 管理に要する経費

(1) 指定管理料の額

黒部市明日キャンプ場及び黒部市農村文化伝承館山本家の管理に要する経費は、市が支払う指定管理料、黒部市明日キャンプ場及び黒部市農村文化伝承館山本家の利用料金収入によって賄うこととします。このうち、市が支払う指定管理料の額については、次に定める基準額を参考に提案を求めます。

《 指定管理料の基準額 》

(単位：千円)

区分	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	合計
管理に要する経費 (A)	13,002	13,002	13,002	13,002	13,002	65,010
利用料金等収入見込額 (B)	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	12,500
基準額 (A-B)	10,502	10,502	10,502	10,502	10,502	52,510

※「管理に要する経費 (A)」は、修繕料 858 千円を含みます。

※管理に要する経費は、消費税 10% で積算しています。

※消費税変更に伴う利用料金等の増額があった場合は、別途市と協議することとします。

※黒部市明日キャンプ場及び黒部市農村文化伝承館山本家については、指定管理者制度の趣旨でもある経費の節減を考慮のうえ積算してください。

※積算にあたっては、管理運営費実績 (別表 3) 及び施設従事者の状況 (別表 4) 等を参考にしてください。

※自主事業に要する経費は、原則として指定管理者の負担とします。

※市からの指定管理料の額は、申請時に事業計画書に提示された額に基づき、指定管理者と市との間で締結する協定書で定めます。なお、指定期間中の指定管理料は、予算額以内で毎年度市と協議した額となりますので、申請時に提案された額を下回ることがあります。

※令和 5 年市議会 12 月定例会において、債務負担行為を行い、指定期間中の指定管理料を確保する予定です。

(2) 指定管理料の支払方法

年間の指定管理料は、次のとおり 3 回に分割して支払います。

最後の支払いは、事業報告書等により業務が適正に履行されたことを確認した後に支払います。

第 1 回支払	毎年度 4 月	指定管理料の 3 分の 1 に相当する額
第 2 回支払	毎年度 7 月	指定管理料の 3 分の 1 に相当する額
第 3 回支払	毎年度 10 月	指定管理料の 3 分の 1 に相当する額

※上記の支払方法について、指定管理者が変更を希望する場合は、双方協議して協定に定めることとします。

(3) 指定管理料の精算

指定管理業務を市が示した水準どおりに確実に実施する中で、利用料金収入や事業収入の増加、経費の節減など、指定管理者の経営努力により生み出された剰余金については、修繕料を除き、原則として精算による返納は求めません。

また、利用料金収入の減少や管理経費の増加により不足額が生じた場合、補てんは行いません。

(4) 留意事項

ア 指定管理料の変更

市の求めに応じ指定管理者が実施する業務を変更した場合及び物価水準 (燃料費や光熱水費) の変動など社会経済情勢の変動により指定管理料を見直す必要があると認められる場合を除き、原則として変更しません。

イ 修繕について

・指定管理料に次の指定修繕料を含めることとし、これを超える場合は事前に

市と協議し、その後の処理を決定するものとします。

- ・指定管理者が実施する修繕の範囲は、次のとおりとし、1件10万円を超える修繕は、事前に市と協議するものとします。

区分	修繕の範囲	指定修繕料(上限額)
小規模修繕 (突発的な修繕)	施設の劣化した部分、低下した機能を原状又は実用上支障のない状態まで回復させるもので1件30万円未満の修繕	各年度 858千円

- ・1件30万円以上の大規模修繕及び1件30万円以上の計画的な修繕については、事前に指定管理者と協議のうえ、市が執行することとします。
- ・修繕料について不用額が生じた場合は、市の指定する期日までに返納するものとし、業務収支計画書の修繕料の欄は、858千円と記載すること。

[参考]過去3年間の修繕の実績
別表5のとおり

ウ 備品購入について

- ・公の施設の備品（黒部市会計規則（平成18年黒部市規則第33号）第80条第2項に規定する備品をいう。）については、原則として、市が購入することとします。
- ・指定管理者が公の施設の管理にあたって、自らの経費で調達した備品を設置しようとする場合は、事前に市と協議することとします。ただし、指定期間の満了時においては、条例第10条の規定に基づいて原状に回復する必要があります。
- ・指定管理者は、市に帰属する備品について、取得及び廃棄等の異動をする場合は、事前に市と協議することとします。

エ 保険加入について

公の施設の管理を地方自治法第244条の2第3項および第4項に基づき指定管理者に施設の管理を行わせた場合において、市に賠償責任が発生する場合、市の責任部分は市の保険の対象となります。また、指定管理者が負うべき賠償責任についても、指定管理者そのものを被保険者とみなし、市の責任と同様に市の加入する保険の対象となります。

ただし、施設内でその指定管理者が独自の事業を運営する場合は、運営上もたらされる賠償責任は、指定管理者が負うこととなりますので、自主事業を予定される場合は、別途賠償責任保険に加入することとし、自主事業の収支に保険料を計上してください。

てん補限度額（法律上の賠償責任が生じるもの）

身体賠償	1人につき	1億円
	1事故につき	10億円
財物賠償	1事故につき	2,000万円

オ 租税公課について

指定管理者は原則として法人税及び法人市・県民税の課税対象となることから、納税の義務が発生する場合は適切に対応してください（詳しくは、税務署、富山県総合県税事務所、黒部市税務課へのお問い合わせください。）。

カ 自動販売機の管理について

- ・施設内の自動販売機については、市が設置するものとします。
- ・自動販売機設置にかかる責任は市が負いますが、日常的に必要な管理業務については、指定管理料とは別に委託することとします。

キ 燃料費・光熱水費について

市が行う脱炭素の取組により生じた燃料費・光熱水費の余剰金は、精算協議の対象とします。

6 利用料金制度

黒部市明日キャンプ場及び黒部市農村文化伝承館山本家については、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づく利用料金制度を採用します。

A キャンプ場

利用料金は、黒部市明日キャンプ場条例第10条の2別表に定める金額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。

B 山本家

利用料金は、黒部市農村文化伝承館山本家条例第8条の別表に定める金額の範囲内において指定管理者が市長の承認を受けて定め、徴収した利用料金については、指定管理者の収入となります。

7 指定管理者と市との責任分担

責任分担については、次のとおりとし、協定により定めることとします。

内 容		負担者	
		市	指定管理者
施設の維持管理・運営			○
施設の 法的管理	利用承認、承認の取消し		○
	目的外使用許可	○	
施設内設備、備品の維持管理			○
周辺住民、利用者等からの苦情・要望等対応		協議事項	
施設の修繕	小規模修繕		○
	大規模修繕	○	
不可抗力（市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費の増加		○	
自然災害時、防災拠点として利用する間等の業務停止による運営リスク		○	
物価・金利変動に伴う経費の増加			○
政治・行政上の理由による事業変更等に伴う経費の増加		○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす変更		○
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更	○	
	上記以外の変更		○
支払遅延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により、市からの経費の支払遅延によって生じた事由	○	
	上記の場合以外		○
種類の誤り	仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
利用者や第三者への 賠償	施設の管理瑕疵に伴う損害賠償		○
	施設の設置瑕疵に伴う損害賠償	○	
損害賠償保険（指定管理者の帰責事由に基づく損害賠償保険）			○
施設保険（火災・建物共済等）		○	
事業終了時の費用（指定期間が終了した場合、又は期間途中において業務を廃止した場合等における指定管理者の撤収費用）			○

8 報告書の提出

(1) 定期報告書（月報）

指定管理者は、毎月終了後、定期報告書を提出していただきます。報告書の詳細については協定により定めることとします。

(2) 事業報告書（事業年度報告書）

指定管理者は、条例第6条の規定に基づいて、毎事業年度終了後、事業報告書を提出する必要があります。報告書の詳細については協定により定めることとします。

9 指定管理者による自主事業の提案

指定管理業務仕様書に記載された業務以外に指定管理者が自主事業を行う場合は、次の事項に留意のうえ、（様式第2号の3）「自主事業の内容」に記載してください。

- ① 内容が公の施設の設置目的に合致するものであること。
- ② 実施にあたって、他の利用者の利用の支障とならないこと。
- ③ 収支計画上、市が支出する指定管理料を自主事業に要する経費に充当することはできないこと。
- ④ 参加者に参加料を求める場合は、その額が適正なものであること。
- ⑤ 自主事業を行う場合においても、施設の利用にかかる収入は利用料金収入として計上すること。

※自主事業は、市で検討し、市の承認した事業に限り実施できるものとします。

10 指定管理者による事業評価（目標指標の提案）

- ・ 指定管理者は、公の施設の管理運営によって市民の満足度向上が図られているかを検証するとともに、業務改善や施設改善を図るため、利用者アンケート等による事業評価を行います。
- ・ 指定管理者には、市民の満足度向上等に向けた客観的な評価や検証を行うための目標指標の提案を求めます。
- ・ 事業評価の実施結果や目標指標の達成状況については、事業報告書に記載していただきます。

11 市による調査・指示等

市は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期すため、指定管理者に対し、条例第7条の規定に基づいて、当該管理の業務及び経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をする場合があります。

12 施設管理の継続が適当でない場合における措置

上記11の市による指示に従わない場合、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認められる場合、市は条例第9条の規定に基づき、指定管理者の指定の取消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができます。

Ⅲ 応募・選定に関する事項

1 募集

(1) 募集要項の配付期間

令和5年9月11日(月)～令和5年10月10日(火)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分

(2) 配付場所

黒部市 産業振興部 農業水産課 水産振興係

〒938-8555 黒部市三日市 1301 番地

電話：0765-54-2111 (内線：2326) F A X：0765-54-2607

Eメールアドレス：mayu-inamura@city.kurobe.lg.jp

2 申請方法

(1) 提出書類

申請にあたっては、次の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出していただく場合があります。

①指定申請書(様式第1号)

②事業計画書(様式第2号の1～4)

③事業計画書 補足資料(様式第2号の5)

④代表者等名簿(様式第3号)

⑤誓約書(様式第4号)

⑥定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類(法人以外の団体は会則等)

⑦法人にあつては、当該法人の登記事項証明書

⑧申請日の属する事業年度の直前2事業年度の事業報告書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書(申請日が前事業年度の終了の日の翌日から3月を経過する日前であつて、前事業年度の書類を作成していないときは、前事業年度の直前2事業年度のこれらの書類)

⑨申請日の属する事業年度の事業の計画及び損益の状況の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類

⑩法人にあつては当該法人の、法人格のない団体にあつては当該団体の代表者の納税証明書

(2) 提出部数

片面印刷で正本1部、副本(写し)1部

(3) 申請先及び申請方法

次の提出先に持参いただくか、郵便書留により送付してください。

なお、電子メール、F A Xでの申請は認めません。

(提出先)

黒部市 産業振興部 農業水産課 水産振興係

〒938-8555 黒部市三日市 1301 番地

(4) 提出期間

・令和5年9月11日(月)～令和5年10月10日(火)午後5時15分まで

・郵送の場合は、郵便書留により最終日の午後5時15分までに必着

(5) 留意事項

- ・提出期限終了後は、申請書の内容の変更、再提出、差替えを認めません。
- ・申請に係る経費は全て申請者の負担とします。
- ・提出された書類は返却しません。
- ・提出された書類は黒部市情報公開条例の対象となり、同条例の規定に基づいて個人・法人に関する情報等非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

3 質疑応答

(1) 質問・回答方法

- ・質問書（様式第5号）に記載のうえ、FAX又は電子メールで提出ください。
- ・募集要項を配付した全ての方に対して、提出された質問（説明会での質疑応答を含む）及び質問への回答をFAX又は電子メールします。

(2) 質問受付期間 令和5年9月11日（月）～令和5年9月22日（金）

(3) 質問への回答日 令和5年9月29日（金）又は随時行います。

4 審査方法及び審査基準

(1) 審査方法

- ・選定は、指定管理者選定委員会において書面審査により行いますが、必要に応じて申請者に対して聞き取り審査を行うものとします。
- ・審査は10月下旬に非公開で行う予定です。

(2) 審査基準

審査にあたっては、次の審査基準に基づき採点し、最高得点の申請者を選定委員会の選定意見とし、最終的に市において指定管理候補者を決定します。

	選定項目	配点
1	施設の設置目的の達成に関する取組み	45
2	効率性の向上に関する取組み	35
3	公の施設に相応しい適正な管理運営に関する取組み	20
	合計	100

(3) 審査結果

応募者全員に通知するとともに、公開します。

IV 指定・協定に関する事項

1 指定管理者の指定

決定した指定管理候補者については、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づいて市議会の議決を経たうえで、指定管理者として指定します。

指定後、指定管理者となるものにその旨を通知し、告示します。

2 協定の締結

指定管理者による公の施設の管理に係る細目事項については、市と指定管理者との協定を締結することとします。

(1) 基本協定

指定期間を通じて適用する事項について基本協定を締結します。主な事項については、次のとおりとします。

- ・管理業務の範囲
- ・管理の基準
- ・権利義務の譲渡、一括再委託の禁止
- ・指定管理料の支払方法
- ・事業計画及び事業報告
- ・市と指定管理者の責任分担
- ・指定の取消し及び管理業務の停止
- ・原状回復義務
- ・損害賠償義務
- ・個人情報の保護
- ・情報公開
- ・その他

(2) 年度協定

年度毎に取り決めるべき事項について年度協定を締結します。

- ・当該年度の管理業務の内容
- ・当該年度の指定管理料
- ・その他

V その他

1 スケジュール

令和5年9月11日(月)

9月11日(月)～10月10日(火)

9月11日(月)～9月22日(金)

9月29日(金)

10月10日(火)

10月下旬

12月市議会

議決以降

令和6年4月1日(月)

募集要項等の公表

募集要項等の配付、申請受付

質問の受付

質問の回答

申請書提出期限

選定委員会による選定

(指定管理候補者の決定)

指定管理者指定の議決

指定管理者の指定、告示

指定管理者との協定書の締結

指定管理者による管理開始

2 配付資料

- ① 黒部市明日キャンプ場条例及び同条例施行規則
- ② 黒部市農村文化伝承館山本家条例及び同条例施行規則
- ③ 黒部市明日キャンプ場及び黒部市農村文化伝承館山本家指定管理業務仕様書
- ④ 指定申請様式
- ⑤ 黒部市明日キャンプ場パンフレット
- ⑥ 黒部市農村文化伝承館山本家パンフレット

<問い合わせ先>

黒部市 産業振興部 農業水産課 水産振興係

(事務担当：稲村)

電話：0765-54-2111 (内線：2326) F A X：0765-54-2607

Eメールアドレス：mayu-inamura@city.kurobe.lg.jp

(別表1)

■黒部市農村文化伝承館山本家主な備品一覧

	品名	規格型式	数量	取得年月日	備考
1	ガステーブル		2	S63.4.12	
2	掃除機	CV-PS11	1	S63.07.07	
3	カラーテレビ	C33-J67S	1	S63.06.20	
4	テレビスタンド		1	S63.06.20	
5	ビデオ	VT-Z41	1	S63.06.20	
6	メガホン	FR-310S	1	S63.06.20	
7	行事白板	ホーローホワイト W1,600×900	1	S63.10.31	
8	水屋	W1,200×D500×H1,800	1	S63.10.31	
9	片袖机	5号 W1,060×D730×H740	1	S63.06.25	
10	肘付回転椅子	ネコス 117型	1	S63.06.25	
11	書庫引違いガラス戸	3号 W880×D400×H880	1	S63.06.25	
12	配膳台	木製 W1,600×1,200×700 棚付	2	S63.06.25	
13	冷蔵庫	シャープ SJ31VJ	1	S63.06.15	
14	座卓	福寿 W1,800×450×330	20	S63.12.26	
15	流し台	PEC-150L W1,500×550×800	1	S63.08.08	
16	ファンヒーター	LCB-331	2	H元.04.04	
17	移動電話器		1	H02.04.25	
18	電気掃除機	L51VA	1	H09.08.25	
19	石油ファンヒーター		2	H10.03.25	
20	コンパクトメガホン		1	H11.11.25	
21	除湿機	F-Y06K4	1	H14.05.27	

(別表 2)

■施設の利用者数

(1) 仕様書業務

①令和3年度実績

区分	件数	人数	摘要
バンガロー(6人用)	137	505	
バンガロー(25人用)	14	137	
テント	900	2,004	
バーベキュー台	75	350	
パターゴルフ			
多目的広場		4,507	
山本家		255	
合計	1,748	7,758	

②令和4年度実績

区分	件数	人数	摘要
バンガロー(6人用)	150	544	
バンガロー(25人用)	19	205	
テント	978	2,019	
バーベキュー台	139	648	
パターゴルフ			
多目的広場		4,940	
山本家		249	
合計	1,286	8,605	

③令和5年度計画

区分	件数	人数	摘要
バンガロー(6人用)	150	500	
バンガロー(25人用)	20	200	
テント	1,000	2,000	
バーベキュー台	140	600	
パターゴルフ			
多目的広場		5,000	
山本家		200	
合計	1,310	8,500	

(別表 3)

■管理運営費実績 (仕様書業務)

□収支 (単位：千円)

区分			R3	R4	R5	摘要
大科目	中科目	小科目	決算額	決算額	予算額	
●収入			10,570	10,222	11,230	
市委託料			8,253	8,253	8,730	
市補助金						
利用料金			1,858	1,883	2,500	
その他			458	86		
●支出			12,743	12,704	11,230	
事業費	人件費	給料手当	276	416	778	
		賃金	7,317	7,032	6,170	
		福利厚生費	470	498	128	
	施設管理 運営費	旅費交通費	0	0	21	
		通信運搬費	298	799	219	
		消耗品費	225	183	210	
		印刷製本費	302	66	20	
		修繕料	786	818	700	
		燃料費	95	120	150	
		光熱水費	1,070	1,232	1,400	
		委託費	248	283	191	
		賃借料	168	193	250	
		原材料費	125	25	210	
		保険料	217	182	23	
		手数料	0	0	12	
		公課費	1,136	1155	665	
		その他	10	203	83	

□利用料金収入 (単位：千円)

区分	R3	R4	R5	摘要
	決算額	決算額	予算額	
キャンプ場	1,568	1,799	1,799	
ファミリースキー場	115	115	115	
山本家	176	176	176	
計	1,859	1,859	1,859	

(別表 4)

■施設従事者の状況（令和4年度）

雇用形態	人数	主な職務内容	勤務時間	備考
正規職員	【キャンプ場】 1人 【山本家】 1人	【キャンプ場】 ・管理統括者の正副 ・維持管理 【山本家】 ・管理統括 ・維持管理	原則 8:00～16:00	・宿泊者または午後10時までの利用者がいる場合は早出、遅出または夜間当直対応を行う。 ・必要に応じ増員あり。
パート職員	【キャンプ場】 12人 【山本家】 2人	受付、施設の清掃、施設の維持管理等	4～6時間	・必要に応じ増員あり。

※ これは現状の人員配置を示したものであり、管理運営の人員体制は、現状レベル以上の機能が確保できればこの人員配置にこだわりません。

(別表 5)

■ 修繕の実績

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数	4件	10件	11件
支出額	798,000円	786,000円	817,800円
主な修繕内容	<p>キャンプ場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大型アルミゲート設置 (690,000円) ・キャンプサイトナンバリング (36,000円) ・スキー場イノシン被害場所ネット区画 (52,000円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型バンガロー裏階段整備 (154,000円) ・小型バンガロー2段ベッド切断、カメムシ対策 (58,000円) ・小型および大型バンガロー畳入替 (290,000円) ・キャンプ場屋根スピーカー入替 (72,000円) ・大型バンガロー洗面台ゴムパッキン交換 (12,000円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・大型バンガローレースカーテン交換 (25,000円) ・防虫駆除(毛虫大量発生) (120,000円) ・スズメバチ巣駆除 (60,000円) ・管理棟受付ガラス戸交換 (38,000円) ・大型バンガロー浴室ボイラー内部凍結爆裂 (58,000円)
	<p>山本家</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯バッテリー交換 (20,000円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根瓦点検用足場組立 (66,000円) ・囲炉裏電球交換 (20,000円) ・屋根瓦点検 (42,000円) ・ガス漏れ警報器交換 (27,000円) ・屋根瓦点検用足場解体 (45,000円) 	<ul style="list-style-type: none"> ・風呂場カラン修理 (20,000円) ・展示室廻り雨漏り対策 (129,000円) ・女中部屋外部腐食部補修 (265,000円) ・トイレ給水配管漏水箇所修理 (52,000円) ・浴室ボイラーリモコン交換 (38,000円) ・男子トイレ給水管水漏れ交換 (12,800円)